



熊本県公報

第11990号

平成23年3月8日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○漁船保険義務加入同意の承認（高戸加入区）	（団体支援総室）	1
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課）	1
○特定計量器定期検査の実施	（産業支援課）	19
○特定計量器定期検査の実施	（〃）	20
○指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者支援課）	20
○指定介護予防サービス事業者の指定	（〃）	20
○熊本県医療事業実施要項の一部改正	（水俣病保健課）	21
○道路の供用開始	（道路保全課）	21
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院 医療）の廃止	（障害者支援総室）	22
公 告		
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見	（商工振興金融課）	22
○道路の位置指定の公告	（建築課）	23
○農地保有合理化事業規程の変更承認	（農地・農業振興課）	23
○土地改良区の解散認可	（農村計画・技術管理課）	23
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（建築課）	23
○土地改良区役員の退任の公告	（農村計画・技術管理課）	24
登 載 依 頼		
○有明海自動車航送船組合議会平成23年第1回定例会の招集	（有明海自動車航送船組合）	24

告 示

熊本県告示第236号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があつたものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。

なお、平成19年3月9日熊本県告示第206号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成23年3月8日限り消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

高戸加入区

熊本県告示第237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 芦北町

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上原A（482-1-003）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町上原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 竹迫B-1 (482-1-004-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町海路
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 竹迫B-2 (482-1-004-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町海路
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 竹迫B-3 (482-1-004-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町海路
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 竹迫B-4 (482-1-004-4)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町海路
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 大ノ根平-1 (482-1-005-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町大岩
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大ノ根平-2（482-1-005-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大ノ根平-3（482-1-005-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大ノ根平-4（482-1-005-4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
高田辺-1（482-1-008-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町海路
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
高田辺-2（482-1-008-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町海路
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
高田辺-3（482-1-008-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 芦北町海路
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
榎木川内A-1 (482-1-010-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町立川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
榎木川内A-2 (482-1-010-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町立川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
二十五B (482-1-011)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町立川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
二十五A-1 (482-1-012-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町立川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
二十五A-2 (482-1-012-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町立川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
二十五A-3(482-1-012-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町立川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
二十五A-4(482-1-012-4)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町立川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
二十五A-5(482-1-012-5)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町立川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
二十五A-6(482-1-012-6)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町立川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日当鶴(482-1-013)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町簗瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
永鶴（482-1-014）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町吉尾
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
市居原丸尾-1（482-1-017-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町吉尾
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
市居原丸尾-2（482-1-017-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町吉尾
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
市居原丸尾-3（482-1-017-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町吉尾
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
市居原丸尾-4（482-1-017-4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町吉尾
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木

- 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
市居原－1（482－1－018－1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町吉尾
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
市居原－2（482－1－018－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町吉尾
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
市居原－3（482－1－018－3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町吉尾
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
市居原－4（482－1－018－4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町吉尾
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
市居原－5（482－1－018－5）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町吉尾
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
竹迫（482－1－019）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町吉尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松の鶴-1（482-1-020-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松の鶴-2（482-1-020-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松の鶴-3（482-1-020-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本川内-1（482-1-021-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本川内-2（482-1-021-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
本川内-3(482-1-021-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
本川内-4(482-1-021-4)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
大野-1(482-1-022-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
大野-2(482-1-022-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
蝙蝠-1(482-1-023-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
蝙蝠-2 (482-1-023-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
蝙蝠-3 (482-1-023-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
塩鶴-1 (482-1-024-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
塩鶴-2 (482-1-024-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大岩A (482-1-025)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
分平ー1（482-1-026-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
分平ー2（482-1-026-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
瀬ノ平ー1（482-1-027-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町海路
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
瀬ノ平ー2（482-1-027-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町海路
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山口ー1（482-1-057-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大尼田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 山口－2（482-1-057-2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町大尼田
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 山口－3（482-1-057-3）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町大尼田
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 葉山（482-1-062）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町大尼田
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 前田－1（482-1-063-1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町大尼田
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 前田－2（482-1-063-2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町大尼田
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 篠瀬宇土（482-1-064）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町篠瀬

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
岩屋川内－1（482－1－065－1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町簗瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
岩屋川内－2（482－1－065－2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町簗瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
岩屋川内－3（482－1－065－3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町簗瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
清水迫－1（482－1－142－1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町上原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
清水迫－2（482－1－142－2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町上原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 清水迫-3(482-1-142-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町上原
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 平谷(482-1-001(人))
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町海路
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (67) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 上原B(482-2-004)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町上原
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (68) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 内木場A(482-2-005)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町海路
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (69) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 内木場(482-2-006)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町海路
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (70) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 黒岩C-1 (482-2-009-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町黒岩
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (71) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 黒岩C-2 (482-2-009-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町黒岩
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (72) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 榎木川内B-1 (482-2-010-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町立川
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (73) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 榎木川内B-2 (482-2-010-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町立川
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (74) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 榎木川内D-1 (482-2-012-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 芦北町立川
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (75) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
榎木川内D-2（482-2-012-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町立川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (76) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
立川A（482-2-013）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町立川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (77) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
立川B（482-2-014）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町立川
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (78) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
立川C（482-2-015）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大尼田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (79) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
糸川内（482-2-016）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町海路
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (80) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
桑川内A（482-2-017）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 芦北町海路
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (81) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
桑川内B-1 (482-2-018-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町海路
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (82) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
桑川内B-2 (482-2-018-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町海路
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (83) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
簗瀬A-1 (482-2-019-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町簗瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (84) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
簗瀬A-2 (482-2-019-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町簗瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (85) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
簗瀬C-1 (482-2-021-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町簗瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (86) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
簗瀬C-2(482-2-021-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町簗瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (87) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
簗瀬C-3(482-2-021-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町簗瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (88) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
上部B(482-2-024)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町簗瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (89) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
大岩B-1(482-2-028-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (90) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
大岩B-2(482-2-028-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大岩
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (91) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
海路（482-2-029）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町海路
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (92) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
鶴掛（482-2-055）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大尼田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (93) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
鶴掛A（482-2-056）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町大尼田
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (94) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
宇ノ木（482-2-057）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
芦北町簗瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第238号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成23年3月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

検査区域	対象となる特定計量器	検査期間
山鹿市、天草市、上天草市、天草郡、荒尾市、玉名市、玉名郡、阿蘇市、阿蘇郡、菊池市、合志市及び菊池郡	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

熊本県告示第239号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により山鹿市における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成23年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
山鹿市	平成23年4月18日	午前10時から午後3時まで	山鹿市鹿北総合支所	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
山鹿市	平成23年4月19日	午前10時から午後3時まで	山鹿市菊鹿総合支所	
山鹿市	平成23年4月20日	午前10時から午後3時まで	山鹿市鹿本総合支所	
山鹿市	平成23年4月21日	午前10時から午後3時まで	山鹿市鹿央総合支所	
山鹿市	平成23年4月22日	午前10時から午後3時まで	山鹿市役所	

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成23年4月18日から平成23年4月28日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号に定めるものにあっては、その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第240号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションデューン熊本 熊本市水前寺公園5番41号 パークサイド水前寺303号	株式会社N・フィールド	平成23年3月1日

熊本県告示第241号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションデューン熊本 熊本市水前寺公園5番41号 パークサイド水前寺303号	株式会社N・フィールド	平成23年3月1日

一クサイド水前寺303号

熊本県告示第242号

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成23年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項

熊本県医療事業実施要項(平成22年熊本県告示第635号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「の取消しの」を「に係る」に改める。
 第12条の見出しを「(一時金等対象者)」に改め、同条第1項中「救済措置の対象」の次に「となる一時金等対象者」を加え、「救済措置対象者」を「一時金等対象者」に改め、同条第2項中「救済措置対象者」を「一時金等対象者」に、「同条」を「同項」に改め、同条第8項及び第11項中「救済措置対象者」を「一時金等対象者」に改め、同条第13項中「救済措置対象者」を「一時金等対象者」に、「同条」を「第3条から第6条までの規定」に改め、「水俣病被害者手帳」と、」の次に「第3条から第5条までの規定中」を、「一時金等対象者」と、」の次に「第3条中」を加え、同条第14項を次のように改める。

14 知事は、第12条第3項から第12項までの規定にかかわらず、ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求事件に係る和解協議における熊本地方裁判所所見(平成22年3月15日)及び熊本地方裁判所における和解の基本的合意(平成22年3月29日)に基づく和解、大阪地方裁判所における和解の基本的合意(平成22年11月16日)に基づく和解並びに東京地方裁判所における和解の基本的合意(平成22年11月17日)に基づく和解(以下「各和解」という。)に基づく一時金等対象者となった者のうち、熊本県から療養手当及び療養費を支給されることとなった者が、各和解に基づく支給の条件を満たしたと認められるときに、本条に規定する一時金等対象者とみなし、水俣病被害者手帳を交付する。

第12条第15項及び第16項中「救済措置対象者」を「一時金等対象者」に改める。
 第13条の見出し及び同条第1項から第6項までの規定中「救済措置対象者」を「一時金等対象者」に改め、同条第8項中「救済措置対象者」を「一時金等対象者」に改め、「この限りでない」の次に「。また、各和解に基づく一時金等対象者となった者にあっては、各和解において定めるところによる」を加える。

第14条第1項各号列記以外の部分中「救済措置対象者」を「一時金等対象者」に改め、同項第1号中「受けている」を「受けていた」に、「求める」を「求めた」に改め、同項第2号中「救済措置対象者」を「一時金等対象者」に改め、同項第3号中「第4項第3号の規定により認められた者」を「第12条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当することにより過去に通常起これ得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者であって、指定症状を有すると認められる者(医療手帳交付者を除く。)」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4) 各和解に基づく療養費対象者となった者
 第14条第2項中「同条」を「同項」に改め、同条第4項第2号中「救済措置対象者」を「一時金等対象者」に改め、同項第3号中「第1項第2号」を「同号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4) 各和解に基づく療養費対象者となった者のうち、熊本県から療養費を支給されることがととなった者が、各和解に基づく支給の条件を満たしたと認められるとき
 第14条第6項中「同条」を「第3条から第6条までの規定」に改め、「水俣病被害者手帳」と、」の次に「第3条から第5条までの規定中」を、「療養費対象者」と、「」の次に「第3条中」を、「指定症状」と、「」の次に「第3条及び第6条中」を加える。
 第14条第7項中「救済措置対象者」を「一時金等対象者」に改め、同条第8項を削り、同条第9項中「救済措置対象者」を「一時金等対象者」に改め、同項を同条第8項とする。
 第15条第5項及び第6項並びに第17条中「救済措置対象者」を「一時金等対象者」に改める。

附則第2項及び第5項中「救済措置対象者」を「一時金等対象者」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成23年3月15日から施行する。
- 2 平成22年5月1日において改正前の要項の規定に基づき保健手帳の交付を受けていた者及び水俣病に係る認定の申請をしていた者の改正後の要項第12条第3項の規定による申請は、平成23年3月31日に終了するものとする。
- 3 この要項の施行の際改正前の要項の規定に基づき救済措置対象者と決定された者は、改正後の要項の規定に基づき一時金等対象者と決定された者とみなす。

熊本県告示第243号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年3月8日から60日間、熊本県土木部道路保全課において

一般の縦覧に供する。

平成23年3月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	玉名八女線	玉名市玉名字中無田 1507番1地先から 同市玉名字井手川 1865番1地先まで	510.0	活力基盤改築(新道)
主要地方道	玉名立花線	玉名市玉名字堀添 309番1地先から 同市青木字前田 4356番3地先まで	1,088.0	地基創改(バイパス)

2 供用を開始する期日 平成23年3月10日

熊本県告示第244号

障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)から当該医療機関の業務の廃止の届出があった。

平成23年3月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称及び所在地	廃止年月日
エンゼル薬局瓦屋町店 人吉市瓦屋町1121-4	平成22年7月11日

公 告

熊本県公告第119号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により平成22年9月29日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により八代市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成23年3月8日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート鏡店

八代市鏡町内田字水分275番ほか

2 八代市の意見の概要

(1) 交通対策について

ア 出入口には、一旦停止の路面表示、表示板の設置、県道を通過する車両や人が見えやすい環境づくりに努めてほしい。

イ 交通事故防止の観点から来店客に対する注意喚起のチラシ配布等を検討してほしい。

ウ 商品搬入口となる荷さばき場付近は、地区内の通貨車両に加えて、大型の貨物車両等の流入が予想されるとともに、市道には歩道がなく、幅員も一部狭くなっている箇所があることから、自転車や歩行者との事故がないよう安全管理には十分努めてほしい。

エ 裏側駐車場については、店舗敷地からのアクセス路がなく、県道混雑回避のためにも、誘導看板設置をお願いする。

オ 市道は農耕用車両等の通行があるので万全な安全対策を講じてほしい。

(2) 防犯について

夜間の照明点灯や防犯カメラの設置、また従業員や警備員による巡回など、犯罪の起きにくい環境づくりに努めてほしい。

(3) 廃棄物の減量化について

ア 市の条例で規定する多量排出事業所に該当するので、毎年度の一般廃棄物減量化計画及び前年度の実績報告を提出すること。

イ 廃棄物は適正な処分を行い、周辺農地にゴミ等の不法投棄が無いように対策を

講じてほしい。

- (4) 照明及び排水路について
 ア 夜間工事の照明や裏側駐車場へ屋外照明を設置する場合など、周辺住民や農作物等への影響がないよう配慮してほしい。
 イ 雨水の放流先となっている北側排水路は、農業用としても利用されているので、ゴミ等の流入に注意するとともに、定期的な浚渫を行うなど、維持管理には万全を期してほしい。
 ウ 周辺排水路の維持管理に万全を期すため、自治会、水利組合、土地改良区等と協議を行うこと。
 エ 周辺地域の営農に支障が生じないよう対応してほしい。
- (5) 街並みづくり等への協力について
 ア 地元の行事やボランティア活動、地域団体への加入など積極的に協力し、地域住民との良好な関係構築に努めてほしい。
 イ 従業員の採用などの雇用については、できる限り地元採用をお願いする。
 ウ 地産地消の観点から地元農林水産物の販売促進に努めてほしい。
 エ 法律等に基づいた工事・営業等を順守するとともに、地域の住環境に配慮してほしい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び八代地域振興局総務振興課
 平成23年3月8日から平成23年4月8日まで

熊本県公告第120号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成23年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 菊池市北宮342番地5
 2 築造者の氏名 有限会社菊池宅建
 3 道路の位置 菊池市泗水町豊水字古閑原88番16
 4 道路の幅員 5.00メートル
 5 道路の延長 34.90メートル
 6 指定年月日 平成23年2月23日
 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第174号

熊本県公告第121号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第4項の規定により公告する。

平成23年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 農地保有合理化法人の名称 財團法人熊本県農業公社
 2 農地保有合理化事業規程の名称 財團法人熊本県農業公社農地保有合理化事業規程
 3 変更内容 農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準（平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官依命通知）に準じて、一部を変更する。

熊本県公告第122号

熊本市に事務所を置く天明新川土地改良区理事長後藤英一から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により平成23年2月25日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 合志市御代志字三角2086番地125
 327.45方メートル
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 合志市須屋1593-3サンヴェルデ向陽II103号
 岡崎 熟

熊本県公告第 124 号

天草市に事務所を置く河浦町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があつたので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 23 年 3 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	中山 敬三	天草市河浦町今富 4164 番地

登載依頼**有明海自動車航送船組合告示第 1 号**

有明海自動車航送船組合議会平成 23 年第 1 回定例会を平成 23 年 3 月 17 日午後 2 時長崎県島原市に招集する。

平成 23 年 3 月 8 日

有明海自動車航送船組合
管理者 元重 雅博